

## 檜葉町等における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて（案）

平成 24 年 7 月 31 日

原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域及び警戒区域について、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成 23 年 12 月 26 日、原子力災害対策本部決定）に基づき、以下のとおり見直しを行うことを決定する。

## (1) 檜葉町

- ① 陸域の避難指示区域を、別添 1 の公示のとおり、避難指示解除準備区域に見直す。また、前面海域<sup>※</sup>の避難指示区域を解除する。
- ② 陸域及び前面海域<sup>※</sup>の警戒区域を解除する。
- ③ 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記①及び②の見直しは、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時に行う。

※ 檜葉町の前面海域は、檜葉町と富岡町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度（北緯 37 度 18 分 59 秒）から南側の海域であって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の海域をいう。

## (2) 富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の海域であって、東経 141 度 5 分 20 秒（陸域から約 5 キロメートル）から東側の海域について、避難指示区域及び警戒区域を解除する。
- ② 檜葉町の区域見直しに併せ、上記①の見直しは、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時に行う。

2. 本決定を踏まえ、檜葉町長に対し、別添 2-1 のとおり指示を行うとともに、富岡町長、大熊町長、双葉町長及び浪江町長に対し、別添 2-2 のとおり指示を行う。

以上

## 公 示（案）

平成 24 年 7 月 31 日

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	<p>(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域</p> <p>(2) 平成 23 年 4 月 22 日の原子力災害対策本部長指示により計画的避難区域とされた区域</p> <p>※詳細は別紙 2 を参照</p>
2. 原子力緊急事態の概要	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 16 時 36 分</p> <p>発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所</p>
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<p>(1) 避難指示区域の見直し：</p> <p>楢葉町における東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の避難指示区域（前面海域※を含む）については、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時をもって、別紙 1 のとおり、避難指示解除準備区域に見直されること。</p> <p>富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町における東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の避難指示区域の海域については、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時をもって、別紙 1 のとおり見直されること。</p> <p>(2) 警戒区域の見直し：</p> <p>楢葉町における東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の警戒区域（前面海域※を含む）については、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時をもって、解除されること。</p> <p>富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町における東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の警戒区域の海域については、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時をもって、別紙 1 のとおり見直されること。</p> <p>(3) その他の市町村の避難指示区域と警戒区域は従前の区域が維持されること。</p>

	<p>※ 檜葉町の前面海域は、檜葉町と富岡町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度（北緯37度18分59秒）から南側の海域であって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の海域をいう。</p>
--	---

1. 檜葉町

避難指示解除 準備区域	檜葉町 井出の全ての区域 大谷のうち、乙次郎を除く区域 上小埜の全ての区域 上繁岡の全ての区域 北田の全ての区域 下小埜の全ての区域 下繁岡の全ての区域 波倉の全ての区域 前原の全ての区域 山田岡のうち、大坂を除く区域 山田浜の全ての区域 檜葉町内国有林磐城森林管理署 6 4 8 林班から 6 6 1 林班、7 0 1 林班から 7 1 0 林班、 7 3 6 林班から 7 4 1 林班、6 6 3 林班、7 5 8 林班
----------------	--

2. 富岡町

避難区域	富岡町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域であって、東経 141 度 5 分 20 秒から西側の区域
警戒区域	

3. 大熊町

避難区域	大熊町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域であって、東経 141 度 5 分 20 秒から西側の区域
警戒区域	

4. 双葉町

避難区域	双葉町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域であって、東経 141 度 5 分 20 秒から西側の区域
警戒区域	

5. 浪江町

避難区域	浪江町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域であって、東経 141 度 5 分 20 秒から西側の区域
警戒区域	

<緊急事態応急対策を実施すべき区域（平成24年7月31日現在）> （別紙2）

1. 田村市

避難指示解除 準備区域	<p>田村市都路町古道 字尾ノ川の全ての区域          字下ノ久保の全ての区域          字下ノ原の全ての区域          字番坊の全ての区域          字前田の全ての区域          字上野前の全ての区域          字場々の全ての区域          字権七田の全ての区域          字柳野沢の全ての区域          字八小屋の全ての区域          字下野前の全ての区域          字稲葉下の全ての区域          字仲ノ前の全ての区域          字鍛冶屋前の全ての区域          字申酉の全ての区域          字川向の全ての区域          字南作の全ての区域          字荻田の全ての区域          字反田の全ての区域          字鳥伏の全ての区域          字横山89番地8、89番地9、89番地11、          92番地1、92番地2、92番地3、          92番地4、93番地1、93番地3、          93番地4、93番地5、101番地1、          101番地2、101番地3、          101番地8、101番地9、          101番地10、101番地11、          101番地12、101番地13、          101番地14、101番地15、          105番地1、105番地2、          105番地3、112番地1、          112番地2、112番地3、          115番地1、115番地2、          116番地1、116番地2、          116番地3、117番地1、</p>
----------------	--

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>1 1 7 番地 2、1 1 7 番地 3、  1 1 7 番地 4、1 1 7 番地 6、  1 1 7 番地 7、1 1 7 番地 8、  1 1 7 番地 1 0、1 1 8 番地、1 1 9 番地、  1 2 4 番地、1 2 5 番地、1 2 9 番地 1、  1 2 9 番地 2、1 2 9 番地 3、  1 2 9 番地 4、1 2 9 番地 5、  1 2 9 番地 6、1 3 0 番地、1 3 2 番地、  1 3 5 番地、1 3 7 番地、1 3 8 番地</p> <p>字戸屋 8 4 番地、8 5 番地 1、8 7 番地 1、  8 7 番地 2、8 7 番地 4、8 7 番地 1 3、  8 7 番地 1 4、8 7 番地 1 5、  8 7 番地 1 6、8 8 番地 1、8 8 番地 3、  8 8 番地 7、8 8 番地 8、9 0 番地、  9 1 番地 1、9 1 番地 2、9 1 番地 7、  9 1 番地 8、9 2 番地 2、9 2 番地 4、  9 3 番地 1、9 3 番地 3、9 3 番地 4、  9 3 番地 5、9 5 番地 1、9 5 番地 3、  9 6 番地 1、9 6 番地 4、9 6 番地 5、  9 8 番地 1、9 9 番地 1、1 0 0 番地 1、  1 0 0 番地 3、1 0 4 番地 1、  1 0 4 番地 2、1 0 5 番地 1、  1 0 6 番地 1、1 0 8 番地 1、  1 0 8 番地 2、1 1 1 番地 1、  1 1 1 番地 2、1 1 1 番地 3、  1 1 1 番地 5、1 1 2 番地、  1 2 7 番地 1、1 2 7 番地 2、  1 2 8 番地 1、1 2 8 番地 3、1 2 9 番地、  1 3 5 番地、1 3 7 番地、1 3 8 番地</p> <p>字小滝沢のうち、1 2 1 番地 1、1 2 1 番地 2、  1 2 1 番地 3、1 2 1 番地 4、  1 2 1 番地 7、1 2 1 番地 8、  1 2 1 番地 9、1 2 1 番地 1 0、  1 2 1 番地 1 1、1 2 1 番地 1 3、  1 2 1 番地 1 4、1 2 1 番地 1 5、  1 2 2 番地 2、1 2 6 番地、  1 2 8 番地、1 3 7 番地、1 3 8 番地、</p>
------------------------	--

避難指示解除 準備区域	1 3 9 番地、1 4 0 番地、1 4 1 番地 1、 1 4 1 番地 2、1 4 2 番地、1 4 3 番地、 1 4 4 番地、1 4 6 番地 2、1 4 8 番地、 1 4 9 番地、1 5 3 番地、1 5 6 番地 を除く区域 田村市内国有林福島森林管理署 2 6 9 林班から 2 8 3 林班
----------------	---

## 2. 南相馬市

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>南相馬市小高区 片草の全ての区域          小高の全ての区域          大井の全ての区域          塚原の全ての区域          仲町の全ての区域          田町の全ての区域          関場の全ての区域          西町の全ての区域          上町の全ての区域          東町の全ての区域          南町の全ての区域          大町の全ての区域          本町の全ての区域          南小高の全ての区域          福岡の全ての区域          水谷の全ての区域          泉沢の全ての区域          岡田の全ての区域          村上の全ての区域          角部内の全ての区域          蛭沢の全ての区域          井田川の全ての区域          浦尻の全ての区域          下浦の全ての区域          女場の全ての区域          耳谷の全ての区域          行津の全ての区域          上浦の全ての区域          神山の字池ノ沢、字馬場前、字馬場下、字堂平、              字神山下、字竹ノ町、字土橋、字長畑、              字藪倉、字大豆谷、字砂子町及び              字藤右エ門屋敷の区域          上根沢の全ての区域          小屋木の全ての区域          吉名の全ての区域          藤木の全ての区域</p>
------------------------	---

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>飯崎の全ての区域 大田和の字下川原、字川原、字西田、字前田、 字浜井場、字広畑、字館越、字上新田及び 字下新田の区域 金谷の字北原、字作迫、字若林、字天梅、字東及び 字沼尻の区域 北鳩原の全ての区域 南鳩原の全ての区域 小谷の全ての区域 大富のうち、字蛇バミを除く区域 羽倉の全ての区域 南相馬市原町区 雫の字袖原の区域 小浜のうち、字間形沢を除く区域 下江井の全ての区域 小沢の全ての区域 堤谷の全ての区域 江井の全ての区域 米々沢の全ての区域 大甕の字田堤、字森合、字森合東及び 字観音前の区域 高の字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、 字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、 字弥勒堂、字薬師堂、字御稻荷、字中平、 字大久保前、字花木内及び字高林の区域 小木迫の全ての区域 鶴谷の全ての区域 大原の字和田城の区域 南相馬市内国有林磐城森林管理署 2004林班、2005林班、2007林班から2017林班、 2029林班、2048林班、2055林班、2095林班、 2130林班</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>南相馬市小高区 神山の字鯖沢、字蛇クキ及び字松ヶ沢の区域 大田和の字白根、字中ノ内、字南川原及び 字中里の区域 川房の全ての区域 金谷の字西田、字柳迫、字神田、字南釘野、 字北釘野、字下釘野、字西、字南、字北、</p>

<p>居住制限区域</p>	<p>字上、字鼠内、字向田、字東川原及び 字西内の区域</p> <p>大富の字蛇バミの区域</p> <p>南相馬市原町区 片倉の字行津の区域</p> <p>馬場の字五台山、字横川及び字薬師岳の区域</p> <p>高倉の字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び 字枯木森の区域</p> <p>南相馬市内国有林磐城森林管理署</p> <p>2006林班、2018林班から2028林班、 2030林班から2047林班、2049林班から2054林班、 2056林班から2063林班、2065林班、 2076林班から2078林班、 2088林班の一部、2089林班、2090林班、 2096林班から2102林班</p>
<p>帰還困難区域</p>	<p>南相馬市小高区 金谷の字小畑、字ドウケ、字出戸間船及び 字野中の区域</p> <p>南相馬市内国有林磐城森林管理署</p> <p>2064林班、2066林班から2075林班、 2079林班から2087林班、2091林班から2094林班、 2104林班から2109林班</p>

### 3. 川俣町

計画的避難区域	川俣町山木屋並びに町内国有林福島森林管理署 1 6 1 林班から 1 6 5 林班及び1 6 7 林班
---------	--

#### 4. 檜葉町

避難指示解除 準備区域	<p>檜葉町 井出の全ての区域 大谷のうち、乙次郎を除く区域 上小埜の全ての区域 上繁岡の全ての区域 北田の全ての区域 下小埜の全ての区域 下繁岡の全ての区域 波倉の全ての区域 前原の全ての区域 山田岡のうち、大坂を除く区域 山田浜の全ての区域</p> <p>檜葉町内国有林磐城森林管理署 648林班から661林班、701林班から710林班、 736林班から741林班、663林班、758林班</p>
----------------	--

## 5. 富岡町

避難区域	富岡町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域であって、東経141度5分20秒から西側の区域
警戒区域	

## 6. 川内村

避難指示解除 準備区域	川内村大字上川内	<p>字切払の全ての区域          字大四郎 505 番地－1 から 519 番地          字檜生の全ての区域          字金子塚の全ての区域          字大鷹鳥谷の全ての区域          字小鷹鳥谷の全ての区域          字高山の全ての区域          字炭焼場 10 番地－1、10 番地－2、                            10 番地－3、505 番地－1、                            505 番地－2、505 番地－3、                            505 番地－4、509 番地－4          字弓目幾の全ての区域          字古町 501 番地－1 から 519 番地          字林 501 番地から 518 番地          字沢の全ての区域          字町分 501 番地－1 番地から 564 番地          字緑 501 番地から 502 番地</p>
	川内村大字下川内	<p>字田ノ入の全ての区域          字鍋倉の全ての区域          字道ノ下の全ての区域          字糠塚の全ての区域          字南の全ての区域          字吉ノ田和の全ての区域          字毛戸の全ての区域          字五枚沢の全ての区域          字上滝の全ての区域          字館山の全ての区域          字篠平の全ての区域          字坂シ内 133 番地－5          字山梨作の全ての区域          字ドブの全ての区域          字下仁井倉の全ての区域          字宮坂のうち、1 番地、501 番地－3、                            501 番地－4、                            501 番地－6、                            501 番地－7、</p>

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>501番地-30、 501番地-31、 515番地を除く区域</p> <p>川内村内国有林磐城森林管理署 601林班から603林班、604林班の一部、 627林班から631林班、634林班、637林班、 638林班の一部</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>川内村大字下川内 字貝ノ坂の全ての区域 字荻の全ての区域</p> <p>川内村内国有林磐城森林管理署 632林班、633林班、635林班、636林班</p>

## 7. 大熊町

避難区域	大熊町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域であって、東経141度5分20秒から西側の区域
警戒区域	

## 8. 双葉町

避難区域	双葉町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域であって、東経141度5分20秒から西側の区域
警戒区域	

## 9. 浪江町

避難区域	浪江町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域であって、東経141度5分20秒から西側の区域
警戒区域	
計画的避難区域	浪江町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く区域

## 10. 葛尾村

避難区域	葛尾村のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から
警戒区域	半径20キロメートル圏内の区域
計画的避難区域	葛尾村のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から 半径20キロメートル圏内を除く区域

## 11. 飯舘村

<p>避難指示解除準備区域</p>	<p>(八木沢・芦原行政区、大倉行政区、佐須行政区及び二枚橋・須萱行政区の全ての区域)</p> <p>飯舘村八木沢の全ての区域          芦原の全ての区域          大倉の全ての区域          佐須の全ての区域          二枚橋の全ての区域          須萱の全ての区域</p> <p>飯舘村内国有林磐城森林管理署          2 2 0 8 林班から 2 2 3 4 林班、2 3 4 2 林班から 2 3 4 4 林班、          2 3 6 0 林班から 2 3 6 5 林班</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>(草野行政区、深谷行政区、伊丹沢行政区、関沢行政区、小宮行政区、宮内行政区、飯樋町行政区、前田・八和木行政区、大久保・外内行政区、上飯樋行政区、比曽行政区、蕨平行政区、関根・松塚行政区、白石行政区及び前田行政区の全ての区域)</p> <p>飯舘村草野の全ての区域          深谷の全ての区域          伊丹沢の全ての区域          関沢の全ての区域          小宮の全ての区域          沼平の全ての区域          飯樋の全ての区域          比曽の全ての区域          蕨平の全ての区域          関根の全ての区域          松塚の全ての区域          白石の全ての区域          前田の全ての区域</p> <p>飯舘村内国有林磐城森林管理署          2 3 0 1 林班から 2 3 0 3 林班、2 3 0 6 林班から 2 3 0 9 林班、          2 3 1 3 林班から 2 3 4 1 林班、2 3 4 5 林班から 2 3 5 9 林班</p>
<p>帰還困難区域</p>	<p>(長泥行政区の全ての区域)</p> <p>飯舘村長泥の全ての区域</p> <p>飯舘村内国有林磐城森林管理署          2 3 0 4 林班、2 3 0 5 林班、2 3 1 0 林班から 2 3 1 2 林班</p>

## 指 示 (案)

平成 24 年 7 月 31 日

檜葉町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成 23 年 (2011 年) 福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

## 記

1. 檜葉町における、平成 23 年 3 月 12 日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域 (前面海域\*を含む) については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時をもって別紙のとおり避難指示解除準備区域に見直し、居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
2. 檜葉町における、平成 23 年 4 月 21 日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域 (前面海域\*を含む) については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

※ 檜葉町と富岡町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度 (北緯 37 度 18 分 59 秒) から南側の海域であって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の海域をいう。

以上

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>檜葉町 井出の全ての区域 大谷のうち、乙次郎を除く区域 上小埜の全ての区域 上繁岡の全ての区域 北田の全ての区域 下小埜の全ての区域 下繁岡の全ての区域 波倉の全ての区域 前原の全ての区域 山田岡のうち、大坂を除く区域 山田浜の全ての区域</p> <p>檜葉町内国有林磐城森林管理署 648林班から661林班、701林班から710林班、 736林班から741林班、663林班、758林班</p>
------------------------	--

指 示 (案)

平成 24 年 7 月 31 日

富岡町長 殿  
大熊町長 殿  
双葉町長 殿  
浪江町長 殿  
写) 福島県知事 殿

平成 23 年 (2011 年) 福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町における、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の海域であって、東経 141 度 5 分 20 秒 (陸域から約 5 キロメートル) から東側の避難指示区域及び警戒区域については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上